

東村総合農産加工施設 機能高度化事業 実施設計業務

令和 8 年度

図 面 目 録

意 匠 図	
図 面 番 号	図 面 名 称
―――	図 面 目 録（意 匠・構 造）
A－01	特記仕様書（1）
A－02	特記仕様書（2）
A－03	特記仕様書（3）
A－04	特記仕様書（4）
A－05	特記仕様書（5）
A－06	配置図・案内図
A－07	仕上表・面積算定表（延べ面積・建築面積）
A－08	平 面 図
A－09	天 井 伏 図
A－10	屋 根 伏 図
A－11	建 具 表
A－12	立 面 図
A－13	立 面 図
A－14	断 面 図
A－15	凍上防止管伏図
A－16	
A－17	
A－18	
A－19	
A－20	

構 造 図	
図 面 番 号	図 面 名 称
S－01	特記仕様書
S－02	鉄骨基準図01
S－03	鉄骨基準図02
S－04	鉄骨基準図03
S－05	地盤状況図
S－06	伏 図
S－07	軸 組 図
S－08	基礎リスト
S－09	杭工事特記仕様書（1）
S－10	杭工事特記仕様書（2）
S－11	杭工事特記仕様書（3）
S－12	S柱リスト
S－13	鉄骨部材リスト
S－14	鉄骨詳細図
S－15	各部詳細図
S－16	
S－17	
S－18	
S－19	
S－20	

電 気 設 備	
図 面 番 号	図 面 名 称
E－01	電気設備図
E－02	改修案受変伝設備
E－03	分電盤結線図
E－04	動力幹線平面図
E－05	電灯平面図
E－06	
E－07	
E－08	
E－09	
	冷 蔵 設 備
図 面 番 号	図 面 名 称
R－01	冷蔵設備
R－02	冷凍冷蔵庫パネル天井伏図（前室）
R－03	冷凍冷蔵庫パネル天井伏図
R－04	冷凍冷蔵庫パネル平面図
R－05	
R－06	
R－07	
R－08	
R－09	

沖 縄 県 東 村 役 場

工事名称	東村総合農産加工施設 機能高度化事業 実施設計業務			工事年度	令和 8 年度	
工事名称	冷蔵・冷凍庫設備新築工事			図面名称	冷凍・冷蔵庫 屋根伏図	
工事場所	沖縄県国頭郡東村字慶佐次718番4			縮 尺	A1:S=1/50 A3:S=1/100	
発注機関	東村役場			図面番号	A-00	
検 印	管理建築士	設 計	製 図	設 計 者	名 称	株式会社 国吉設計 名護支店
					資格者氏名	宮城 一邦
					登録番号	一級建築士登録番号 第 391965 号
					所 在 地	沖縄県名護市字宮里453番7

建築工事特記仕様書〔建築工事編〕沖縄県土木建築部																																			
令和8年1月改定版																																			
1 工事概要 (1) 工 事 名：東村総合農産加工施設 機能高度化事業 (2) 工 事 場 所：東村字慶佐次718-4（地域地区等：） (3) 敷 地 面 積：9,694.56 m ² (4) 工 事 種 目：新築 ア 建築物 <table><tr><td>建築物の名称</td><td>東村総合農産加工施設</td><td></td><td></td></tr><tr><td>主要用途</td><td>冷蔵・冷凍庫</td><td></td><td></td></tr><tr><td>構造及び階数</td><td>鉄骨造、平屋建て</td><td></td><td></td></tr><tr><td>工事種別</td><td>新築</td><td></td><td></td></tr><tr><td>建築面積</td><td>112.74 m²</td><td>m²</td><td>m²</td></tr><tr><td>延べ面積</td><td>92.60 m²</td><td>m²</td><td>m²</td></tr></table> イ 工作物及び立木 <table><tr><td>工作物等の名称</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>数量</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>				建築物の名称	東村総合農産加工施設			主要用途	冷蔵・冷凍庫			構造及び階数	鉄骨造、平屋建て			工事種別	新築			建築面積	112.74 m ²	m ²	m ²	延べ面積	92.60 m ²	m ²	m ²	工作物等の名称				数量			
建築物の名称	東村総合農産加工施設																																		
主要用途	冷蔵・冷凍庫																																		
構造及び階数	鉄骨造、平屋建て																																		
工事種別	新築																																		
建築面積	112.74 m ²	m ²	m ²																																
延べ面積	92.60 m ²	m ²	m ²																																
工作物等の名称																																			
数量																																			
2 本工事の設計時期 本工事の設計書は、令和 8年 3月時点での沖縄県土木建築部建築工事積算基準及び公共工事設計労務単価等に基づいて作成している。																																			
3 建築工事仕様 (1) 標準仕様 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」〔令和7年版〕(以下「標準仕様書」という。)による。 (2) 特記仕様 ア 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。 イ 特記事項は、「・」に○印の付いたものを適用する。 「・」に○印がつかない場合は「※」の付いたものを適用する。 「・」と「※」に○印がついた場合は共に適用する。 ウ 項目及び特記事項に記載の(. . .)内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。 エ 特記事項に記載の(参 . . .)は、標準仕様書の参考資料4各部配筋参考図の当該項目を示す。																																			
4 その他 (1) 公共事業労務費調査に対する協力 ア 本工事が公共事業労務費調査の対象工事となった場合、調査票等に必要事項を正確に記入し、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の完成後においても、同様とする。 イ 調査票等を提出した事業所を事後に訪問して行う調査・指導等の対象になった場合、その実施に協力しなければならない。また、本工事の完成後においても、同様とする。 ウ 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従って就業規則を作成するとともに、賃金台帳を調製・保存する等、日頃より雇用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかななければならない。 エ 本工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)がアからウまでと同様の義務を負う旨を定めなければならない。																																			
(2) 暴力団員等による不当介入の排除対策 受注者は、当該工事の施工に当たって「沖縄県土木建築部発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書(平成19年7月24日)に基づき、次にに関する事項を遵守しなければならない。なお、違反したことが判明した場合は、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。 ア 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署等に被害の届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。 イ 暴力団員等から不当要求による被害又は工事妨害を受けた場合は、速やかに監督員に報告するとともに所轄の警察署等に被害の届出を行うこと。 ウ 暴力団員等に対する排除対策を講じたにもかかわらず、工事に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。																																			
(3) ウィークリースタンスの実施 工事現場環境に関しては、ウィークリースタンス実施要領の3. 取組内容について、業務着手時の打合せ時に確認、調整し、取組内容を設定すること。なお、取組内容は打合せ記録簿へ記録し、受発注者で共有すること。 当該要領については、沖縄県技術・建設業課のホームページ(下記アドレス)を参照すること。 https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/doboku/gijiken/kankeitosyo.html																																			
(4) 工事監理業務への協力等 ア 本工事の工事監理業務(建築工事監理業務委託契約に基づき、建築士法第2条第8項並びに同法第18条第3項に掲げる工事監理を行う業務をいう。以下同じ。)は、別途委託契約を締結することとしており、本工事の現場代理人等は、当該工事監理業務の履行に協力すること。 イ 工事監理業務の受注者が配置した管理技術者、主任担当技術者並びに担当技術者(以下「管理技術者等」という。)の氏名等は、発注者から通知する。なお、管理技術者等は本工事に関する指示・承諾・協議の権限は有しない。																																			
ウ 設計図書において監督員に提出することとなっている書類は、原則として管理技術者等に提出すること。 エ 建設業法第23条の2の規程に基づく工事監理に対する報告の書類は、監督員に提出すること。 (5) 本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合の取扱いについて 本工事の請負代金額の変更協議をする場合又は本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合にあたって、変更協議または関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率(元契約額÷元設計額)を変更設計額または関連工事の設計額に乘じた額で行う。 (6) 県産資材の優先使用 本工事に使用する資材等のうち、沖縄県内で生産、製造され、かつ、規格、品質、価格等が適正である場合はこれを優先して使用するよう努めなければならない。なお、主要建設資材の使用状況を「県産建設資材使用状況報告書」にて報告すること。 (7) 下請業者の県内企業優先活用 請負業者は、下請契約の相手方を県内企業(主たる営業所を沖縄県内に有する者。)から選定するように努めなければならない。 (8) 不発弾等発見時の処理について 本工事において、不発弾等が発見された場合には、警察署(交番、駐在所)に報告すると共に、監督員を通して関連市町村(防災主管課)、沖縄県知事公室防災危機管理課及び沖縄県土木建築部技術・建設業課に報告すること。 また、発見された不発弾等については、警察署または自衛隊より指示等があるまでは、触れずにそのままの状態で保存すること。 なお、これについては、下請業者へも周知すること。 (9) ダンプトラック等の過積載等の防止について ア 工事用資機材等の積載超過がないようにするとともに交通安全管理を十分に行うこと。 イ 過積載を行っている資材納入者から資材購入をしないこと。 ウ 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。 エ さし枠の装置または物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが工事現場に入入りすることがないようにすること。 オ 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止に関する特別措置法(以下「法」という。)の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等の加入者の使用を促進すること。 カ 下請契約の相手方又は資材納入者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。 キ アからカの事につき、下請契約における受注者を指導すること。																																			
(10) 不正軽油の使用の禁止等について ア 受注者は、工事の施工に当たり、工事現場で使用し、若しくは使用させる車両(資機材等の搬出入車両を含む。)又は建設機械等の燃料として、不正軽油(地方税法第144条の32の規定に違反する燃料をいう。)を使用し、又は使用させてはならない。 イ 受注者は、県の税務当局が実施する使用燃料の採取調査に協力しなければならない。																																			
(11) 設計図書における資材等の取扱いについて ア 本工事の設計図書及び参考図に示す資材等については、特定企業の製品又は工法を指定するものではない。 イ 本工事で使用する資材等については、設計図書及び参考図のとりの品質規格・仕様等で積算しており、その品質規格・仕様等と同等級以上の資材を使用すること。なお、使用にあたっては監督職員の承諾を得るものとする。 ウ 「参考図」は建設工事請負契約約款第1条に定める設計図書ではなく、発注者の積算の透明性を確保し入札者の積算、工事費内訳書作成の効率化を図ることを目的に「参考資料」として提示するものである。																																			
(12) ガイドライン等の遵守について 設計変更等については、契約書18条から25条に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン(営繕工事編)」(沖縄県土木建築部)によるものとする。																																			
(13) 本工事の予定価格に占める法定福利費概算額について ア 受注者は、契約締結後15日以内に、監督員を経由して請負代金内訳書を提出し、請負代金内訳書には、工事現場に従事する現場労働者に係る社会保険料(健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。)の内の事業主が納付義務を負う保険料(以降「法定福利費」という。)を明示すること。 また、明示する法定福利費の算出に当たっては、各専門工事業団体が作成した標準見積書に沿って作成された法定福利費を内訳明示した下請企業の見積りの活用等の方法により適正に見積もることが必要であり、「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」に準拠する等により適切に算出すること。																																			
イ 発注者は、受注者から提出された請負代金内訳書に明示された法定福利費と予定価格に占める法定福利費概算額について確認を行い、「一定以上の乖離がある場合」は、受注者に対して説明を求め、場合によっては、建設業法第19条の3に違反するおそれがないか確認します。 【法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順(国土交通省HP)】 https://www.mlit.go.jp/common/001090440.pdf 【法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順(簡易版)(国土交通省HP)】 https://www.mlit.go.jp/common/001203247.pdf 【各団体が作成した標準見積書(国土交通省HP)】 ホーム>政策・仕事>土地・建設産業>建設産業・不動産業>各団体が作成した標準見積書 https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000082.html (14) 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知 落札者(随意契約の場合にあつては、契約の相手方)は、建設業法(昭和24年法律第100号)第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定(随意契約の場合にあつては、契約の相手方の決定)から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。 通知様式については、沖縄県技術・建設業課のホームページ(下記アドレス)を参照すること。 https://www.pref.okinawa.jp/machizukuri/kenchiku/1023167/1013333/1013334/1013335.html																																			
章	一般共通事項	①適用基準等	・ 建築工事監理指針(令和7年版)国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 ・ 建築工事標準詳細図(令和4年版)国土交通省大臣官房官庁営繕部 ・ 敷地調査共通仕様書(令和4年版)国土交通省大臣官房官庁営繕部 ・ 建築材料・設備機材等品質性能評価事業 建築材料等評価名簿(令和6年版)(一社)公共建築協会 ・ 営繕工事写真撮影要領(令和5年版) ・ 磁気探査実施要領(令和2年1月)沖縄県土木建築部 ・ 沖縄県土木建築部における公共建設工事の分別解体・再資源化および再生資源活用に関する実施要領(平成25年12月)沖縄県土木建築部 ・ 構造計画・施工計画・建築設備計画の留意事項(令和4年4月)沖縄県土木建築部																																
		②工事実績情報の登録(1.1.4)	登録する。ただし、工事請負代金額が500万円未満の工事については、登録を要しない。																																
		③工事の一時中止に関する事項(1.1.9)	工事の一時中止に係る計画の作成 (1) 契約書第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画(以下「基本計画書」という。)を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。 なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に關すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に關すること及び工事現場の維持・管理に關する基本的事項を明らかにする。 (2) 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。 ・ 余裕期間を設定する工事 【 方式】 【以下から選択:発注者指定方式／任意着手方式／フレックス方式】 (1) 本工事は余裕期間として【 日間】を設定した工事である。 なお、余裕期間の設定にかかる積算上の割増は考慮しない。 (2) 余裕期間制度のうち、任意着手方式、フレックス方式において、受注者は、余裕期間内の任意の日を工事の始期と定めることができる。 このため、受注者は、落札結果通知を受けた日の翌日までに「工期通知書(様式ー1)」を作成し、発注者(契約担当者)に通知(提出)すること。 (3) その他事項は、「余裕期間を設定する工事実施要領」による。																																
		4 工事の余裕期間	・ 本工事は遠隔臨場を適用する。使用する機器及び立合う工程等については監督職員と協議をすることとする。																																
		⑤遠隔臨場の実施(1.1.14)	図示された範囲は【令和 年 月 日】までに完了すること。																																
		⑥概成工期(1.2.1)	建築基準法に基づく風圧区分等を必要とする場合は次による。 (1) 風速:V0= m/s (平12建告第1454号第2)																																
		⑦品質計画等(1.2.2)	(2) 地表面粗度区分: (8.4.3) (8.5.3) (9.4.4) (10.5.3) (13.2.3) (13.3.3) (13.4.3) (14.7.3) (16.14.5) (23.5.4)																																
		⑧施工図等(1.2.3)	(1) 施工図等の著作権に関わる当該建築物に限る使用権は、発注者に委譲するものとする。 (2) 現場代理人等は、施工に先立ち、各工事間の施工計画を調整、検討するため、各室の平面図、展開図、天井伏図(各1/50程度)及び必要な部位の断面図を作成の上、各工事の必要な内容を記載した総合図を作成する。なお、総合図は監督員に提出し、確認を受ける。 (3) 施工計画書及び施工図等は監督員の指示する時期に提出する。ただし監督員の指示がない場合は、原則として施工計画書は契約後30日以内、施工図等は工事着手前までに提出し、承諾を受ける。																																
		工事名称	東村総合農産加工施設 機能高度化事業 実施設計業務	工事年度	令和 8 年度																														
		工事名称	冷蔵・冷凍庫設備新築工事	図面名称	建築工事特記仕様書(その1)																														
工事場所	沖縄県国頭郡東村字慶佐次718番4	縮 尺	NO SCALE																																
発注機関	東村役場	図面番号	A-01																																
検 印	管理建築士	設 計	名 称 株式会社 国吉設計 名護支店																																
			資格者氏名 宮城 一邦																																
			登 録 番 号 一級建築士登録番号 第 391965 号																																
			所 在 地 沖縄県名護市宇宮里453番7																																

[illegible]

10
石工事
へ
続
き
へ

3 床及び階段の石張り
(10.6.2)(10.6.3)

厚さ	石裏面処理	目地幅	備考

4 特殊部位の石張り(10.7.1)
(10.7.2)(10.7.3)

施工箇所	工法	石材の厚さ	石裏面処理	裏打ち処理	備考

11
タイル工事

1 タイル
(11.2.2)(11.3.2)

(1) タイルの種類

施工箇所	形状・寸法	うわぐすり	吸水率	役物	色	耐滑り性

(2) タイルの試験張り:【・行う ・行わない】

(3) タイルの見本焼き:【・行う ・行わない】

2 あと張り工法
(11.2.6)(11.3.5)
(表11.2.3)
(表11.3.2)

壁タイル張りの工法等

タイルの種類	大きさ	工法	張付け材料の種類、塗厚等

モルタル塗りを行うコンクリート素地面の処理:
【・MCR工法 ・目荒らし工法】

12
木工事

1 木材
(12.2.1)
(表12.2.1)

(1) 木材(下地材)の含水率: ※A種 ・B種
木材(造作材)の含水率: ※A種 ・B種

(2) 製材
【・「製材の日本農林規格」による
・「製材の日本農林規格」以外による】
【・下地用針葉樹製材 ・造作用針葉樹製材
・広葉樹製材 ・
】

施工箇所	樹種	寸法	等級又は品質	含水率	防虫処理

(3) 造作用集成材
【・「集成材の日本農林規格」による
・「集成材の日本農林規格」以外による】
【・造作用集成材 ・化粧ばり造作用集成材
・化粧ばり構造用集成材 ・
】

施工箇所	樹種	寸法	等級又は品質	含水率	化粧薄板の厚さ

(4) 造作用単板積層材
【・「単板積層材の日本農林規格」による
・「単板積層材の日本農林規格」以外による】

施工箇所	厚さ	表面の品質	含水率	防虫処理

(5) 合板等【・普通合板 ・構造用合板】

施工箇所	樹種	厚さ品質、等級等	接着の程度	防虫・強度等

(6) パーティクルボード

施工箇所	厚さ	表裏面の状態	曲げ強さ	接着剤	難燃性

(7) 構造用パネル

施工箇所	厚さ	等級

2 土壌の防蟻処理

(1) 施工箇所:「防除施工標準仕様書」(公益社団法人日本しろあり対策協会発行)Ⅰ 新築建築物しろあり予防処理標準仕様書
4 処理の箇所 に準ずることとし、建築物の外周処理を含む。

(2) 処理薬剤:(公社)日本しろあり対策協会又は(公社)日本木材保存協会の認定品とする。

(3) 処理方法:「防除施工標準仕様書」Ⅰ 新築建築物しろあり予防処理標準仕様書 3 処理の方法 に準ずる。また、土間コンクリートを打設する部分には、薬剤処理後、厚さ0.15mmポリエチレンフィルム敷きを行う。

3 防腐・防蟻・防虫処理
(12.3.1)(12.3.2)

木材処理(防蟻・防虫)
(1) 施工箇所:合板、集成材等を除く全ての木材

(2) 処理方法:工場における加圧式とし、十分に乾燥を行う。ただし、現場における加工が生じた場合には、加工した箇所に対し、現場にて木材保存剤を塗布する。

13
屋根及び
とい
工事

1 長尺金属板葺
(13.2.2)

(2) 折板
(13.3.2)

3 県産瓦葺

4 瓦
(13.4.3)

5 とい(13.5.2)
(表13.5.1)

14
金属工事

1 あと施工アンカー(14.1.3)

2 アルミニウム及びアルミニウム合金の表面処理

3 鉄鋼の亜鉛めっき

4 軽量鉄骨天井下地
(14.4.3)(14.4.4)

5 金属成形板張り
(14.6.2)(14.6.3)

6 アルミニウム製笠木(14.7.2)
(14.7.3)
(表14.7.1)

15
左官工事

1 ラス系下地
(15.2.4)

(1) 種類: ・通気工法(・二重下地 ・単層下地)
・直貼り工法(・ラスモルタル下地 ・ラスシートモルタル下地)
・外張断熱工法で断熱材の外側に胴縁を施工する形式の通気工法を行う場合()

(2) 建築基準法に基づく耐力壁、防火構造、準耐火構造等の指定がある場合の下地の仕様()

3 防腐・防蟻・防虫処理
(12.3.1)(12.3.2)

(3) 性能区分:性能区分は次による。ただし、監督員の指示を受けた部材については、その指示に従うものとする。
ア 造作材にラワン材等広葉樹を使用する場合は、JASの保存処理K1＋保存処理K3とする。
イ 構造材、下地材については、JASの保存処理K3とする。

(1) 公益社団法人日本しろあり対策協会の認定した「しろあり防除施工士」とする。ただし、工場における処理及び監督員の承諾を受けた場合はこの限りではない。

(2) 元請業者と施工業者の連署による保証書を監督員に提出する。なお、期間は、処理施工後5年とする。

3 防腐・防蟻・防虫処理
(12.3.1)(12.3.2)

(3) 性能区分:性能区分は次による。ただし、監督員の指示を受けた部材については、その指示に従うものとする。
ア 造作材にラワン材等広葉樹を使用する場合は、JASの保存処理K1＋保存処理K3とする。
イ 構造材、下地材については、JASの保存処理K3とする。

(1) 公益社団法人日本しろあり対策協会の認定した「しろあり防除施工士」とする。ただし、工場における処理及び監督員の承諾を受けた場合はこの限りではない。

(2) 元請業者と施工業者の連署による保証書を監督員に提出する。なお、期間は、処理施工後5年とする。

2 せっこうボード
その他のボード
下地(15.2.5)

3 モルタル塗り
(15.3.2)(15.3.5)

4 仕上塗材仕上げ
(15.6.2)
(表15.6.1)

5 マスチック塗料塗り(表15.7.1)

6 せっこうプラスター塗り
(15.8.2)(15.8.3)

7 しっくい塗り
(15.10.2)

8 ロックウール吹付け(15.12.3)

16
建具工事

1 防火戸等
(16.1.3)(16.1.6)

2 見本の製作等
(16.1.4)

3 アルミニウム製建具
(16.2.2)
(16.2.4)
(16.2.5)
(表14.2.1)
(表16.2.1)

(1) 建具の性能等

種類	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み寸法	施工箇所

(2) 特殊なドアセット等の適用及び等級

ドアセット等の種類	施工箇所	等級	備考
・防音ドアセット			
・断熱ドアセット			
・耐震ドアセット			

(3) 外部に面する建具の表面処理の種類及び複合皮膜の種類
種類: B－1
複合皮膜の種類:【・A1 ・A2】(JIS H 8602)

(4) 結露水の処理方法:

(5) 水切り及びびぜん板等の加工及び組立は、図示による。

(1) 建具の性能等

種類	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み寸法	施工箇所

(2) 特殊なドアセット等の適用及び等級

ドアセット等の種類	施工箇所	等級	備考
・防音ドアセット			
・断熱ドアセット			

(3) 表面色:

(4) 水切り及びびぜん板等の加工及び組立は、図示による。

(5) ガラス: ※複層ガラス・単板ガラス ・三重ガラス ・

(6) 外部に面する建具の日射熱取得性の等級【・ () 】

4 樹脂製建具
(16.3.2)
(16.3.3)
(16.3.4)
(16.3.5)
(表16.3.1)
(表16.3.2)
(表16.3.3)

5 鋼製建具
(16.4.1)(16.4.2)

6 鋼製軽量建具
(16.5.2)
(16.5.3)
(表16.2.1)

(1) 建具の性能等

施工箇所	気密性	水密性	耐風圧性	備考(材料等)

(2) 特殊なドアセット等の適用及び等級

ドアセット等の種類	施工箇所	等級	備考
・簡易気密型ドアセット			

(3) 鋼板の種類:【・JIS G 3302 ・JIS G 3317】

(4) 重量がある扉等
・24 その他 1重量がある扉等 による。

(1) 建具の性能等

種類	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み寸法	施工箇所

(2) 特殊なドアセット等の適用及び等級

ドアセット等の種類	施工箇所	等級	備考
・簡易気密型ドアセット			

(3) 鋼板の種類:【・JIS G 3302 ・JIS G 3317】

(4) 重量がある扉等
・24 その他 1重量がある扉等 による。

6 鋼製軽量建具
(16.5.2)
(16.5.3)
(表16.2.1)

(1) 建具の性能等

種類	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み寸法	施工箇所

(2) 特殊なドアセット等の適用及び等級

ドアセット等の種類	施工箇所	等級	備考
・簡易気密型ドアセット			

(3) 鋼板の種類:【・JIS G 3302 ・JIS G 3317】

(4) 重量がある扉等
・24 その他 1重量がある扉等 による。

6 鋼製軽量建具
(16.5.2)
(16.5.3)
(表16.2.1)

(1) 建具の性能等

種類	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み寸法	施工箇所

(2) 特殊なドアセット等の適用及び等級

ドアセット等の種類	施工箇所	等級	備考
・簡易気密型ドアセット			

(3) 鋼板の種類:【・JIS G 3302 ・JIS G 3317】

(4) 重量がある扉等
・24 その他 1重量がある扉等 による。

6 鋼製軽量建具
(16.5.2)
(16.5.3)
(表16.2.1)

(1) 建具の性能等

種類	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み寸法	施工箇所

(2) 特殊なドアセット等の適用及び等級

ドアセット等の種類	施工箇所	等級	備考
・簡易気密型ドアセット			

(3) 鋼板の種類:【・JIS G 3302 ・JIS G 3317】

(4) 重量がある扉等
・24 その他 1重量がある扉等 による。

6 鋼製軽量建具
(16.5.2)
(16.5.3)
(表16.2.1)

(1) 建具の性能等

種類	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み寸法	施工箇所

(2) 特殊なドアセット等の適用及び等級

ドアセット等の種類	施工箇所	等級	備考
・簡易気密型ドアセット			

(3) 鋼板の種類:【・JIS G 3302 ・JIS G 3317】

(4) 重量がある扉等
・24 その他 1重量がある扉等 による。

6 鋼製軽量建具
(16.5.2)
(16.5.3)
(表16.2.1)

(1) 建具の性能等

種類	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み寸法	施工箇所

(2) 特殊なドアセット等の適用及び等級

ドアセット等の種類	施工箇所	等級	備考
・簡易気密型ドアセット			

(3) 鋼板の種類:【・JIS G 3302 ・JIS G 3317】

(4) 重量がある扉等
・24 その他 1重量がある扉等 による。

6 鋼製軽量建具
(16.5.2)
(16.5.3)
(表16.2.1)

(1) 建具の性能等

種類	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み寸法	施工箇所

(2) 特殊なドアセット等の適用及び等級

ドアセット等の種類	施工箇所	等級	備考
・簡易気密型ドアセット			

(3) 鋼板の種類:【・JIS G 3302 ・JIS G 3317】

(4) 重量がある扉等
・24 その他 1重量がある扉等 による。

6 鋼製軽量建具
(16.5.2)
(16.5.3)
(表16.2.1)

(1) 建具の性能等

種類	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み寸法	施工箇所

(2) 特殊なドアセット等の適用及び等級

ドアセット等の種類	施工箇所	等級	備考
・簡易気密型ドアセット			

(3) 鋼板の種類:【・JIS G 3302 ・JIS G 3317】

(4) 重量がある扉等
・24 その他 1重量がある扉等 による。

6 鋼製軽量建具
(16.5.2)
(16.5.3)
(表16.2.1)

(1) 建具の性能等

種類	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み寸法	施工箇所

(2) 特殊なドアセット等の適用及び等級

ドアセット等の種類	施工箇所	等級	備考
・簡易気密型ドアセット			

(3) 鋼板の種類:【・JIS G 3302 ・JIS G 3317】

(4) 重量がある扉等
・24 その他 1重量がある扉等 による。

6 鋼製軽量建具
(16.5.2)
(16.5.3)
(表16.2.1)

(1) 建具の性能等

種類	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み寸法	施工箇所

(2) 特殊なドアセット等の適用及び等級

ドアセット等の種類	施工箇所	等級	備考
・簡易気密型ドアセット			

(3) 鋼板の種類:【・JIS G 3302 ・JIS G 3317】

(4) 重量がある扉等
・24 その他 1重量がある扉等 による。

6 鋼製軽量建具
(16.5.2)
(16.5.3)
(表16.2.1)

(1) 建具の性能等

種類	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み寸法	施工箇所

(2) 特殊なドアセット等の適用及び等級

ドアセット等の種類	施工箇所	等級	備考
・簡易気密型ドアセット			

(3) 鋼板の種類:【・JIS G 3302 ・JIS G 3317】

(4) 重量がある扉等
・24 その他 1重量がある扉等 による。

6 鋼製軽量建具
(16.5.2)
(16.5.3)
(表16.2.1)

(1) 建具の性能等

種類	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み寸法	施工箇所

(2) 特殊なドアセット等の適用及び等級

ドアセット等の種類	施工箇所	等級	備考
・簡易気密型ドアセット			

(3) 鋼板の種類:【・JIS G 3302 ・JIS G 3317】

(4) 重量がある扉等
・24 その他 1重量がある扉等 による。

6 鋼製軽量建具
(16.5.2)
(16.5.3)
(表16.2.1)

(1) 建具の性能等

種類	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み寸法	施工箇所

(2) 特殊なドアセット等の適用及び等級

ドアセット等の種類	施工箇所	等級	備考
・簡易気密型ドアセット			

(3) 鋼板の種類:【・JIS G 3302 ・JIS G 3317】

(4) 重量がある扉等
・24 その他 1重量がある扉等 による。

6 鋼製軽量建具
(16.5.2)
(16.5.3)
(表16.2.1)

(1) 建具の性能等

種類	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み寸法	施工箇所

(2) 特殊なドアセット等の適用及び等級

ドアセット等の種類	施工箇所	等級	備考
・簡易気密型ドアセット			

(3) 鋼板の種類:【・JIS G 3302 ・JIS G 3317】

(4) 重量がある扉等
・24 その他 1重量がある扉等 による。

6 鋼製軽量建具
(16.5.2)
(16.5.3)
(表16.2.1)

(1) 建具の性能等

種類	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み寸法	施工箇所

(2) 特殊なドアセット等の適用及び等級

ドアセット等の種類	施工箇所	等級	備考
・簡易気密型ドアセット			

(3) 鋼板の種類:【・JIS G 3302 ・JIS G 3317】

(4) 重量がある扉等
・24 その他 1重量がある扉等 による。

6 鋼製軽量建具
(16.5.2)
(16.5.3)
(表16.2.1)

(1) 建具の性能等

種類	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み寸法	施工箇所

(2) 特殊なドアセット等の適用及び等級

ドアセット等の種類	施工箇所	等級	備考
・簡易気密型ドアセット			

(3) 鋼板の種類:【・JIS G 3302 ・JIS G 3317】

(4) 重量がある扉等
・24 その他 1重量がある扉等 による。

6 鋼製軽量建具
(16.5.2)
(16.5.3)
(表16.2.1)

(1) 建具の性能等

種類	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み寸法	施工箇所

(2) 特殊なドアセット等の適用及び等級

ドアセット等の種類	施工箇所	等級	備考
・簡易気密型ドアセット			

(3) 鋼板の種類:【・JIS G 3302 ・JIS G 3317】

(4) 重量がある扉等
・24 その他 1重量がある扉等 による。

6 鋼製軽量建具
(16.5.2)
(16.5.3)
(表16.2.1)

(1) 建具の性能等

種類	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み寸法	施工箇所

(2) 特殊なドアセット等の適用及び等級

ドアセット等の種類	施工箇所	等級	備考
・簡易気密型ドアセット			

(3) 鋼板の種類:【・JIS G 3302 ・JIS G 3317】

(4) 重量がある扉等
・24 その他 1重量がある扉等 による。

6 鋼製軽量建具
(16.5.2)
(16.5.3)
(表16.2.1)

(1) 建具の性能等

種類	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み寸法	施工箇所

(2) 特殊なドアセット等の適用及び等級

ドアセット等の種類	施工箇所	等級	備考
・簡易気密型ドアセット			

(3) 鋼板の種類:【・JIS G 3302 ・JIS G 3317】

(4) 重量がある扉等
・24 その他 1重量がある扉等 による。

6 鋼製軽量建具
(16.5.2)
(16.5.3)
(表16.2.1)

(1) 建具の性能等

種類	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み寸法	施工箇所

(2) 特殊なドアセット等の適用及び等級

ドアセット等の種類	施工箇所	等級	備考
・簡易気密型ドアセット			

(3) 鋼板の種類:【・JIS G 3302 ・JIS G 3317】

(4) 重量がある扉等
・24 その他 1重量がある扉等 による。

6 鋼製軽量建具
(16.5.2)
(16.5.3)
(表16.2.1)

(1) 建具の性能等

種類	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み寸法	施工箇所

(2) 特殊なドアセット等の適用及び等級

ドアセット等の種類	施工箇所	等級	備考
・簡易気密型ドアセット			

(3) 鋼板の種類:【・JIS G 3302 ・JIS G 3317】

(4) 重量がある扉等
・24 その他 1重量がある扉等 による。

6 鋼製軽量建具
(16.5.2)
(16.5.3)
(表16.2.1)

(1) 建具の性能等

種類	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み寸法	施工箇所

(2) 特殊なドアセット等の適用及び等級

ドアセット等の種類	施工箇所	等級	備考
・簡易気密型ドアセット			

(3) 鋼板の種類:【・JIS G 3302 ・JIS G 3317】

(4) 重量がある扉等
・24 その他 1重量がある扉等 による。

6 鋼製軽量建具
(16.5.2)
(16.5.3)
(表16.2.1)

(1) 建具の性能等

種類	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み寸法	施工箇所

(2) 特殊なドアセット等の適用及び等級

ドアセット等の種類	施工箇所	等級	備考
・簡易気密型ドアセット			

(3) 鋼板の種類:【・JIS G 3302 ・JIS G 3317】

(4) 重量がある扉等
・24 その他 1重量がある扉等 による。

6 鋼製軽量建具
(16.5.2)
(16.5.3)
(表16.2.1)

(1) 建具の性能等

種類	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み寸法	施工箇所

(2) 特殊なドアセット等の適用及び等級

ドアセット等の種類	施工箇所	等級	備考
・簡易気密型ドアセット			

(3) 鋼板の種類:【・JIS G 3302 ・JIS G 3317】

(4) 重量がある扉等
・24 その他 1重量がある扉等 による。

6 鋼製軽量建具
(16.5.2)
(16.5.3)
(表16.2.1)

(1) 建具の性能等

種類	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み寸法	施工箇所

(2) 特殊なドアセット等の適用及び等級

ドアセット等の種類	施工箇所	等級	備考
・簡易気密型ドアセット			

(3) 鋼板の種類:【・JIS G 3302 ・JIS G 3317】

(4) 重量がある扉等
・24 その他 1重量がある扉等 による。

6 鋼製軽量建具
(16.5.2)
(16.5.3)
(表16.2.1)

(1) 建具の性能等

種類	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み寸法	施工箇所

(2) 特殊なドアセット等の適用及び等級

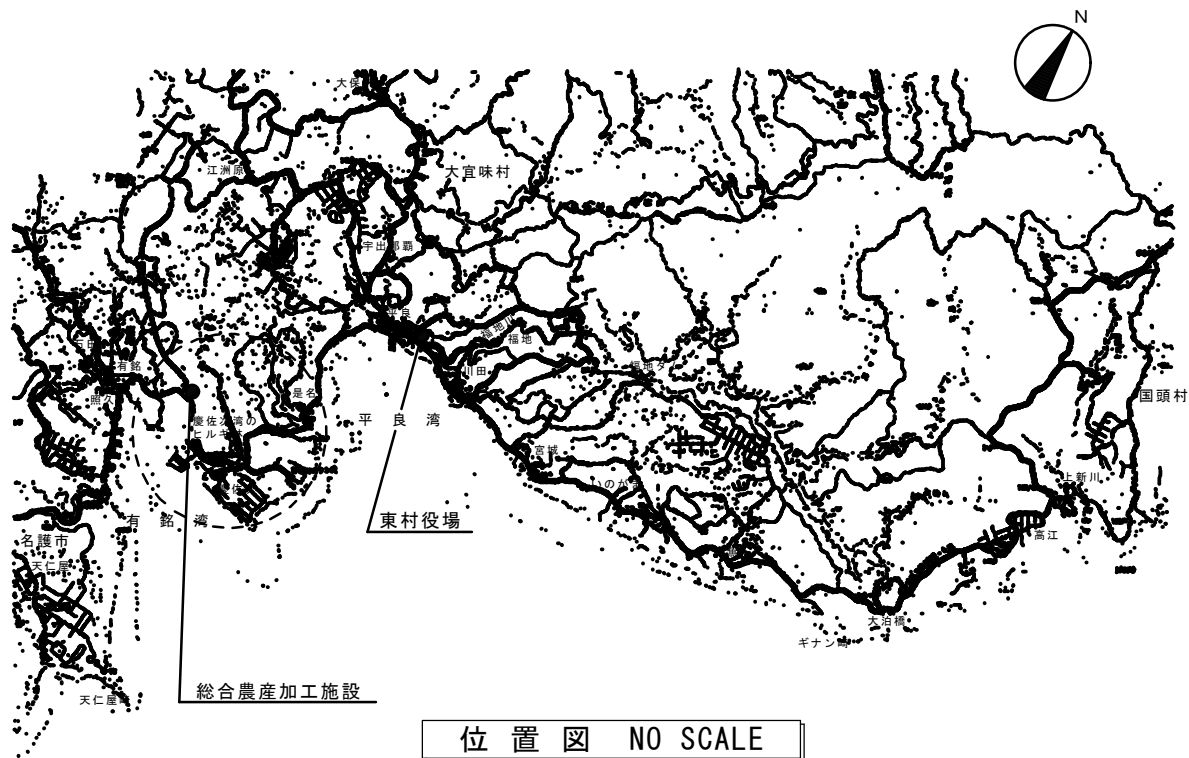
ドアセット等の種類	施工箇所	等級	備考
・簡易気密型ドアセット			

(3) 鋼板の種類:【・JIS G 3302 ・JIS G 3317】

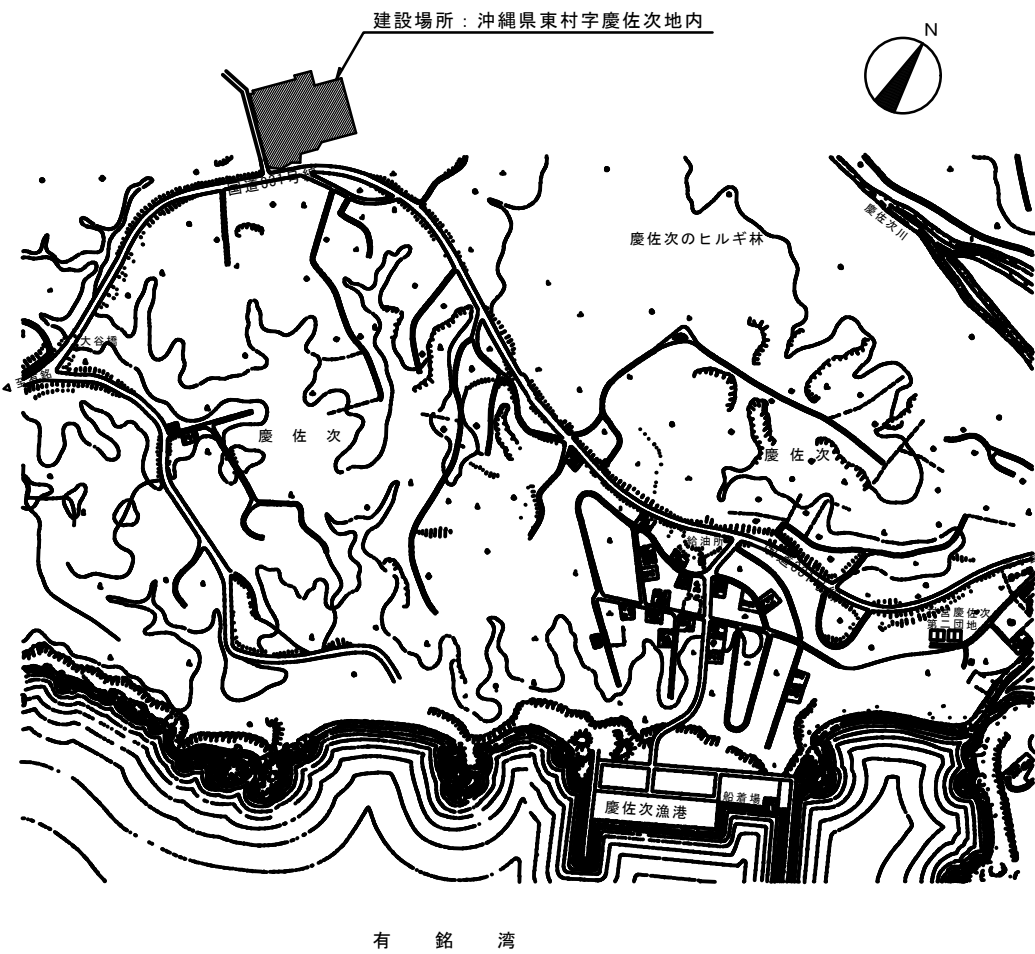
(4) 重量がある扉等
・24 その他 1重量がある扉等 による。

6 鋼製軽量建具
(16.5.2)
(16.5.3)
(表16.2.1)

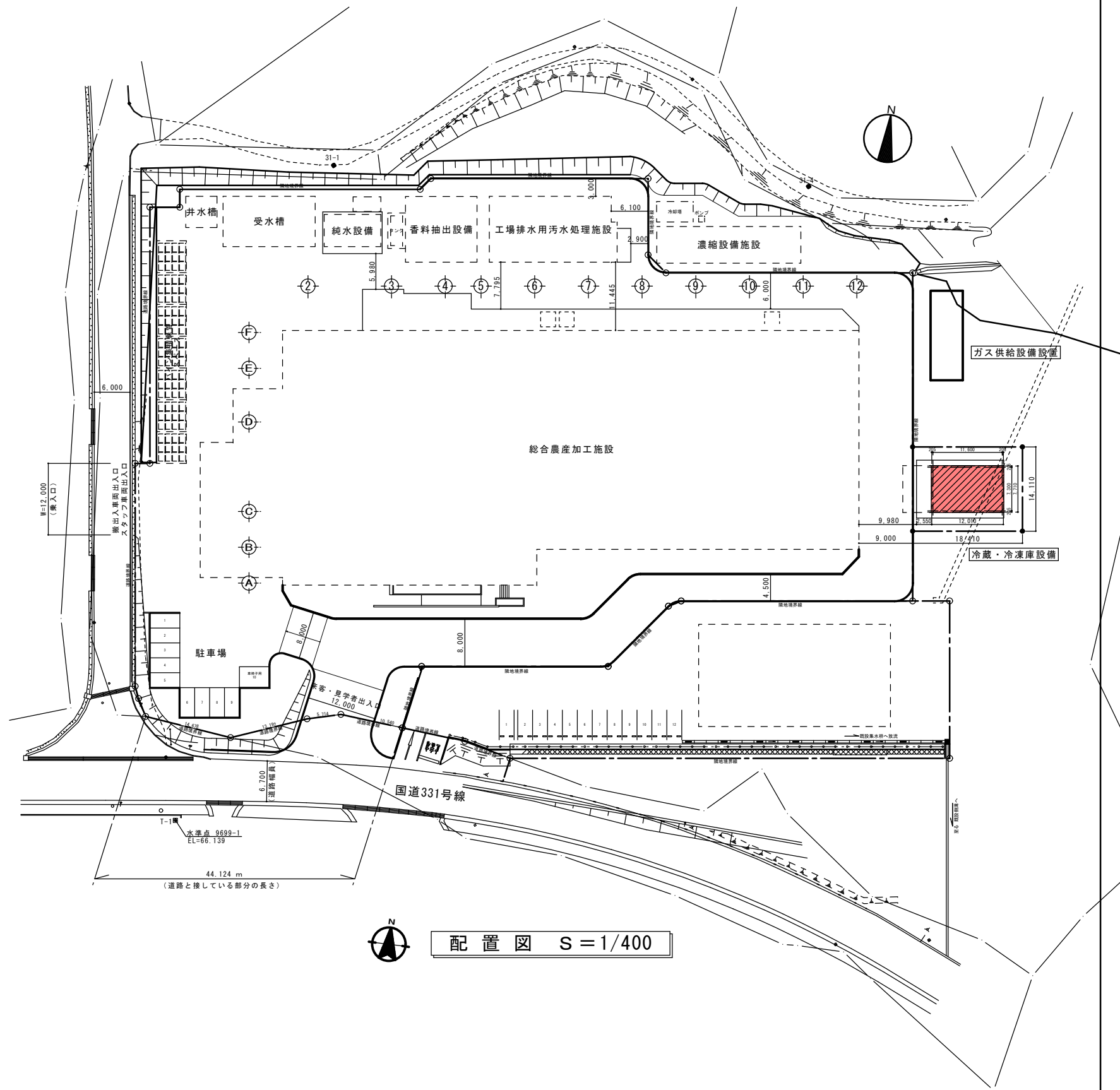
(1) 建具の性能等



位置図 NO SCALE



案内図 NO SCALE



配置図 S=1/400

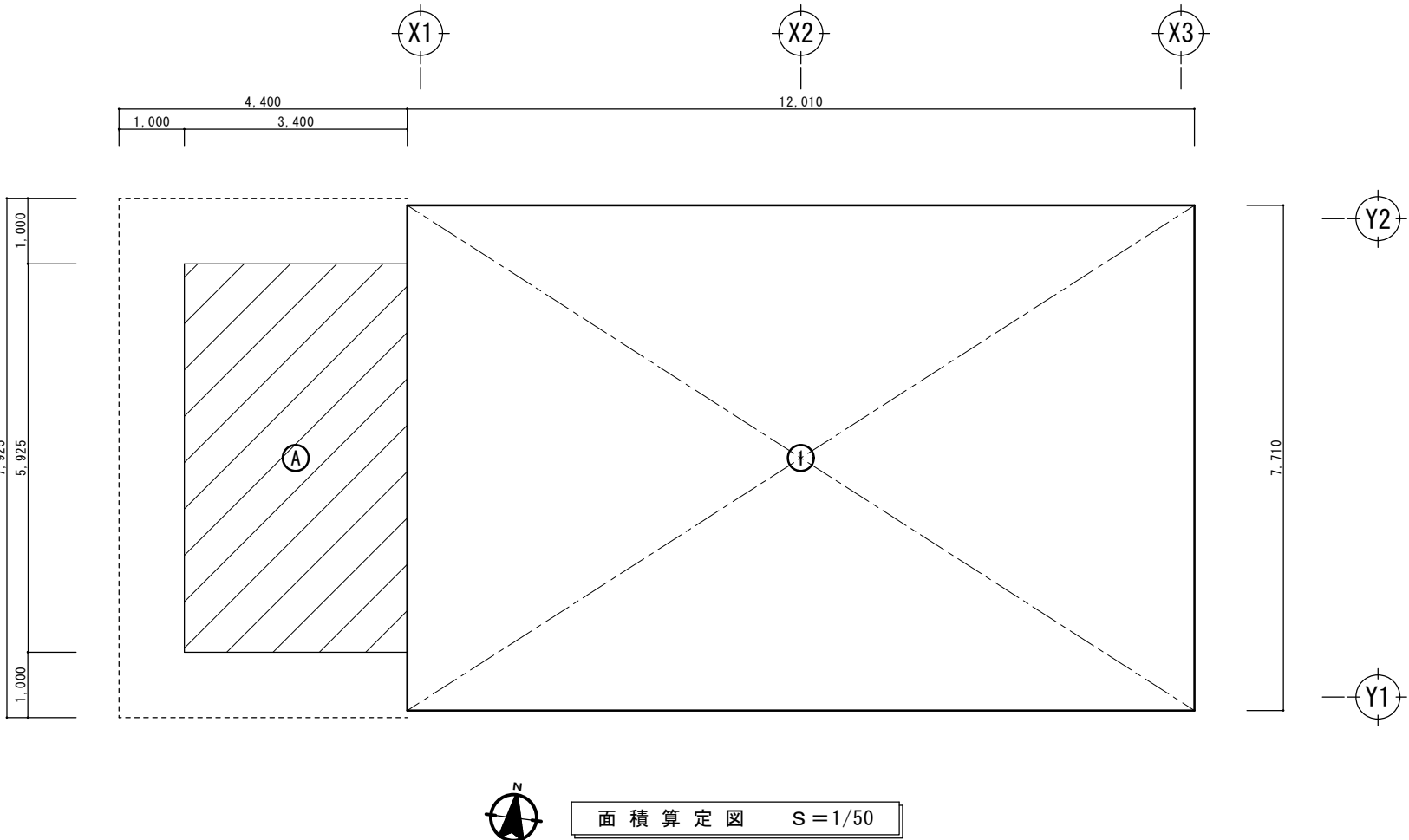
工事名称	東村総合農産加工施設 機能高度化事業 実施設計業務			工事年度	令和 8 年度	
工事名称	冷蔵・冷凍庫設備新築工事			図面名称	配置図・案内図	
工事場所	沖縄県国頭郡東村字慶佐次718番4			縮 尺	A1:S=1/400 A3:S=1/800	
発注機関	東村役場			図面番号	A-06	
検 印	管理建築士	設 計	製 図	名 称	株式会社 国吉設計 名護支店	
				資格者氏名	宮城 一邦	
				登 録 番 号	一級建築士登録番号 第 391965 号	
				所 在 地	沖縄県名護市字宮里453番7	

建 築 設 計 概 要 書	
物 件 名 称	東村総合農産加工施設 冷蔵・冷凍設備新築工事
地 名 地 番	沖縄県国頭郡東村字慶佐次718番4
工 期	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
用 途 地 域	都市計画区域外
防 火 指 定	無し
高 度 地 区	無し
日 影 規 制	対象建築物外 測定高さ： m 5 h ・ 3 h
建 べ い 率	6 0 %
容 積 率	2 0 0 %
建 築 規 模	地下： 0 階 地上： 1 階 塔屋： 0 階
構 造 規 模	鉄骨造
主 要 用 途	冷蔵・冷凍庫

外 部 仕 上 表		注） 上段は仕上、下段は下地を原則として示す。
部 位	仕 上	
屋 根 （勾配屋根）	7#ミ垂鉛合金メッキ銅板 カラー塗装（遮熱塗装仕様）t=0.8mm（H160, @500）屋根勾配 5/100（折板ルーフ工法） グラスウォールボード t=50mm	
外 壁	角波サイディング鋼板（縦張）	
トイ （建築工事）	軒樋：耐酸被覆銅板曲げ加工 t=0.8 カラー塗装 縦樋：硬質塩化ビニル管φ100 カラー塗装 ステンレス製支持金物@1,500程度	
庇	7#ミ垂鉛合金メッキ銅板 カラー塗装（遮熱塗装仕様）t=0.8mm（H160, @500）屋根勾配 5/100（折板ルーフ工法）	
外部土間（犬走り）	床：コンクリート金こて （目地切り @3000）	
ス ロ ー プ	床：コンクリート金こて	

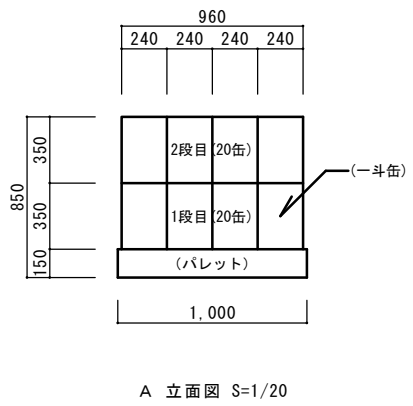
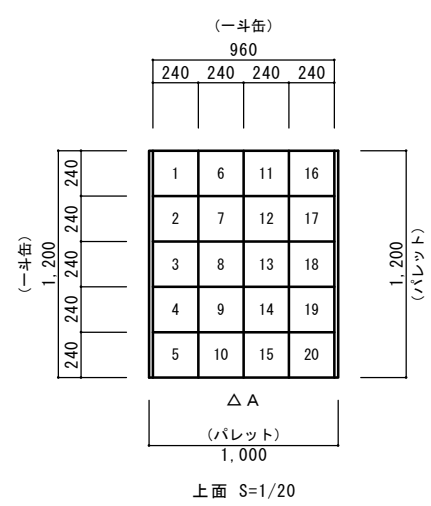
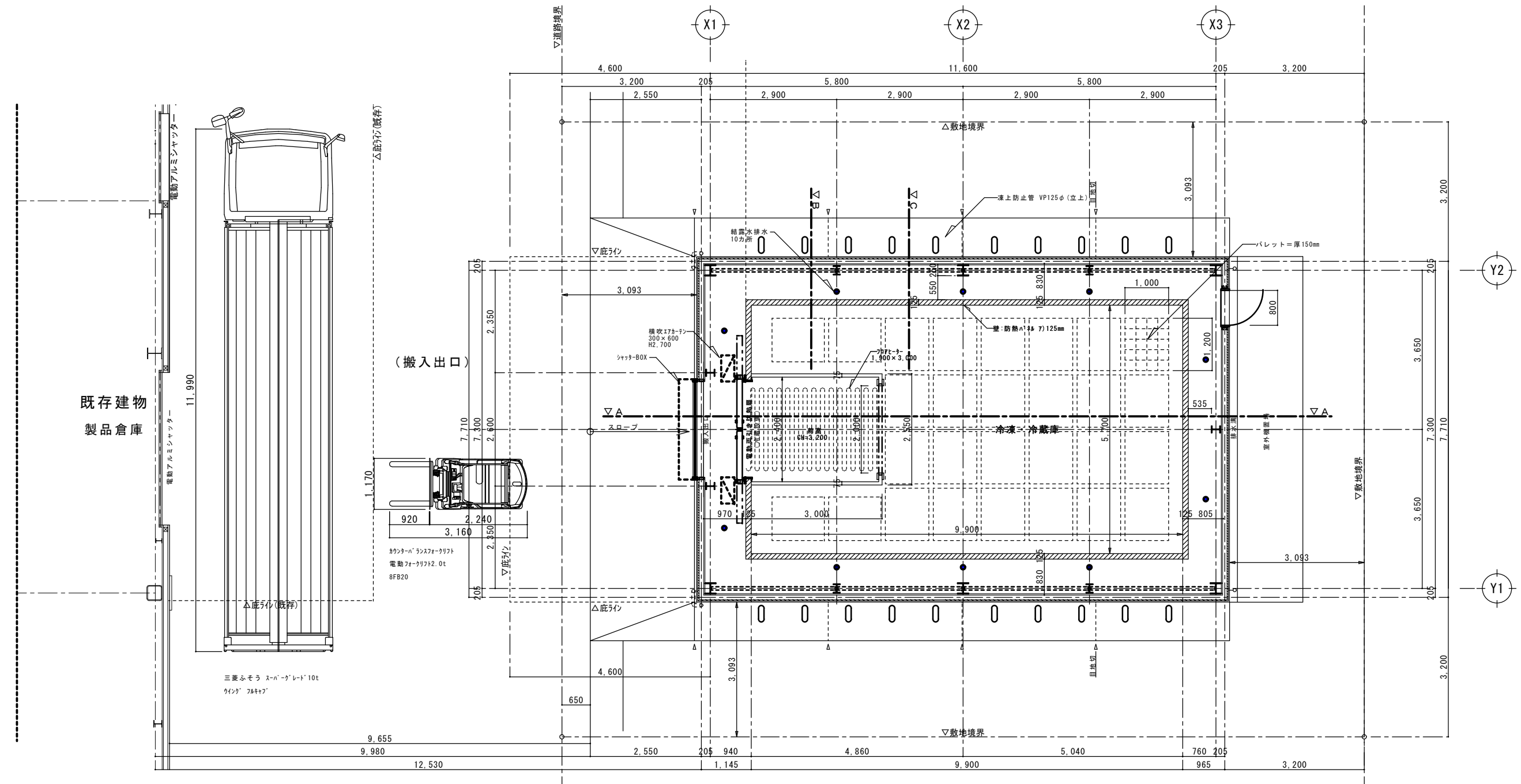
内 部 仕 上 表		注） 上段は仕上、下段は下地を原則として示す。
部 位	仕 上	
天 井	天井吊インサート金物付（全面） 防熱パネル t=125mm	
内 壁	外壁側 ：外壁材表面表し・下地鉄骨表し 冷蔵庫側：防熱パネル t=125mm	
床	押えコンクリート t=150mm、防熱層 t=200mm	

建築物の耐火構造の制限		
口準耐火建築物ー2		
部 位	使 用 部 材	材 料 種 別
外 壁	角波サイディング鋼板（すべて延焼のおそれなし範囲）	不燃材料
屋 根	折板ルーフ工法	30分耐火構造
床	鉄筋コンクリート t＝150以上	耐火構造
柱 ・ 梁	柱・梁・下地材：亜鉛メッキ材ドブ浸け仕上	不燃材料
P B	t＝9．5 （ JIS A 6901 ） 不燃 NM－8 6 1 8	
P B	t＝1 2．5 （ JIS A 6901 ） 不燃 NM－8 6 1 9	
P B－D	t＝9．5 （ JIS A 6901 ） 不燃 NM－8 6 1 3	
F K	t＝6 （ JIS A 5430 ） 不燃 NM－8 4 8 4	
C P W	t＝4 2 不燃 NM－0 2 6 8	
A L C	t＝1 5 0 （ JIS A 5416 ）	



述べ床面積求積表（建築基準法）				建築面積求積表（建築基準法）			
東 屋		屋 外 便 所					
①	12.010 × 7.710	92.5971		①	12.010 × 7.710	92.5971	
				A	3.400 × 5.925	20.1450	
	小計	92.5971			小計	112.7421	
	延床面積	92.60 m ²			建築面積	112.74 m ²	

工事名称	東村総合農産加工施設 機能高度化事業 実施設計業務			工事年度	令和 8 年度		
工事名称	冷蔵・冷凍庫設備新築工事			図面名称	冷蔵・冷凍庫 仕上表・面積表		
工事場所	沖縄県国頭郡東村字慶佐次718番4			縮 尺	A1:S=1/50 A3:S=1/100		
発注機関	東村役場			図面番号	A-07		
検 印	管理建築士	設 計	製 図	設 計 者	名 称	株式会社 国吉設計 名護支店	
					資格者氏名	宮城 一邦	
					登 録 番 号	一級建築士登録番号 第 391965 号	
					所 在 地	沖縄県名護市字宮里453番7	



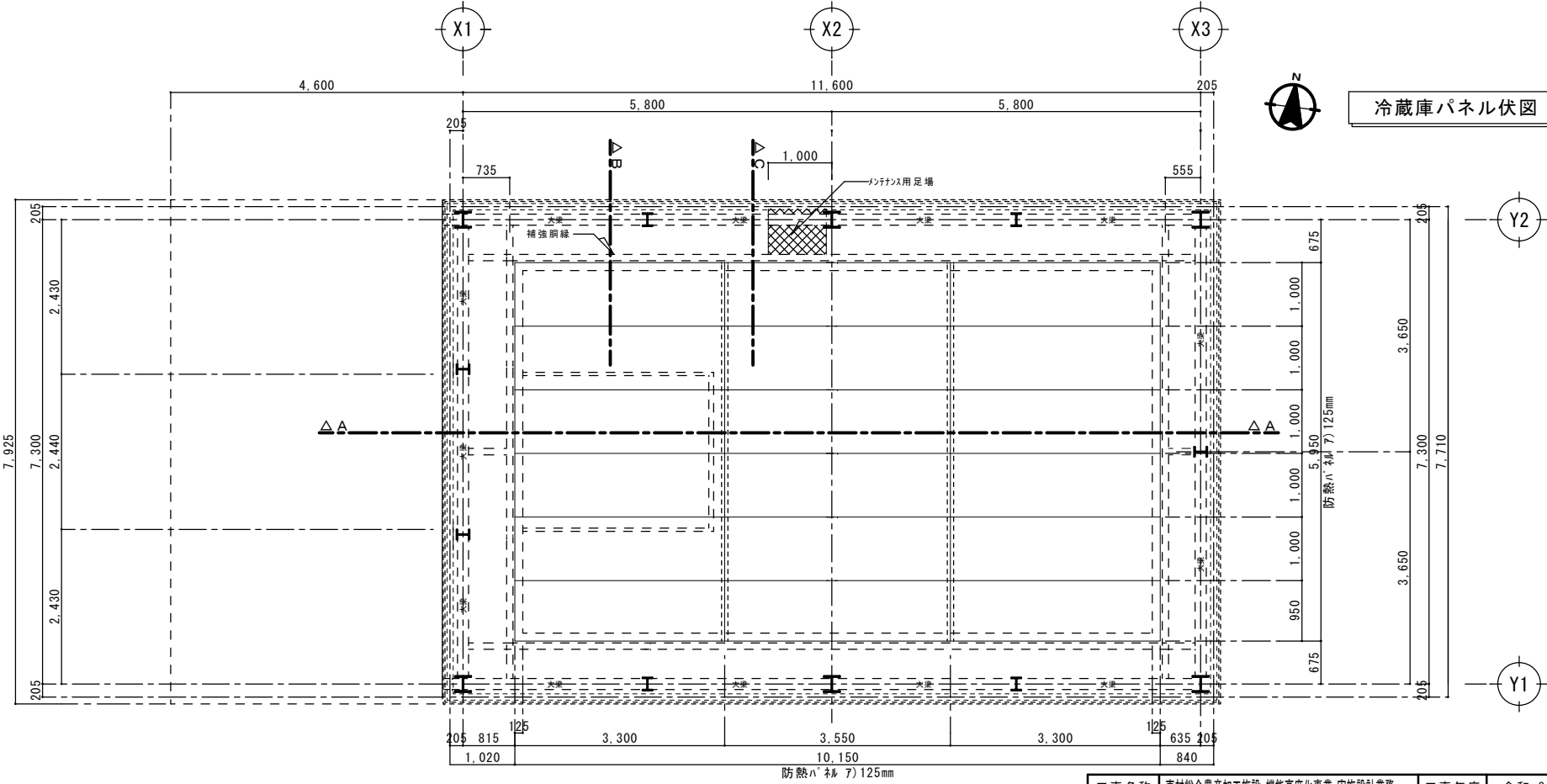
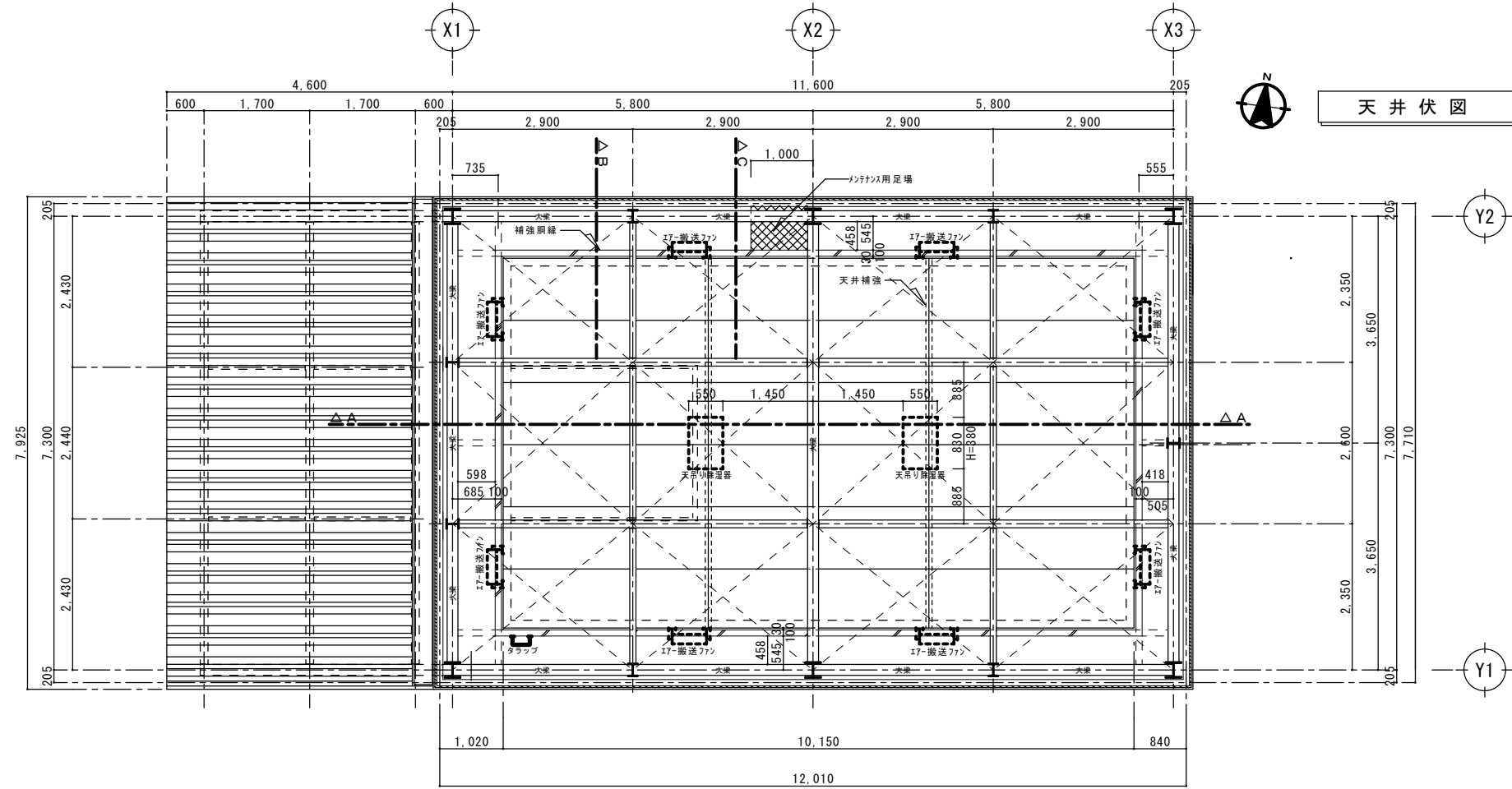
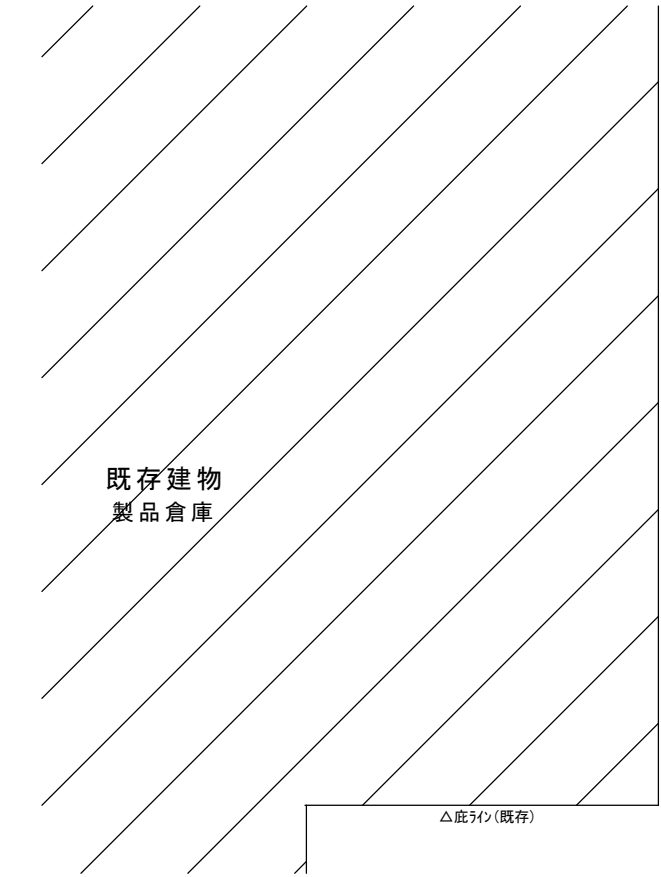
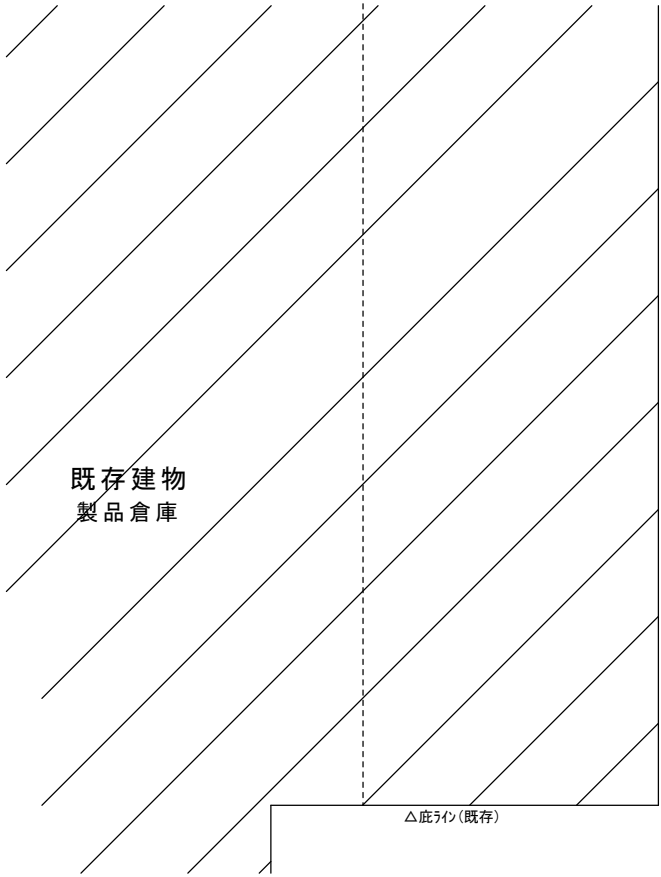
パレット積み(1単位) S=1/20

パレット収容数: 28パレット
パレット段積数: 4~6段

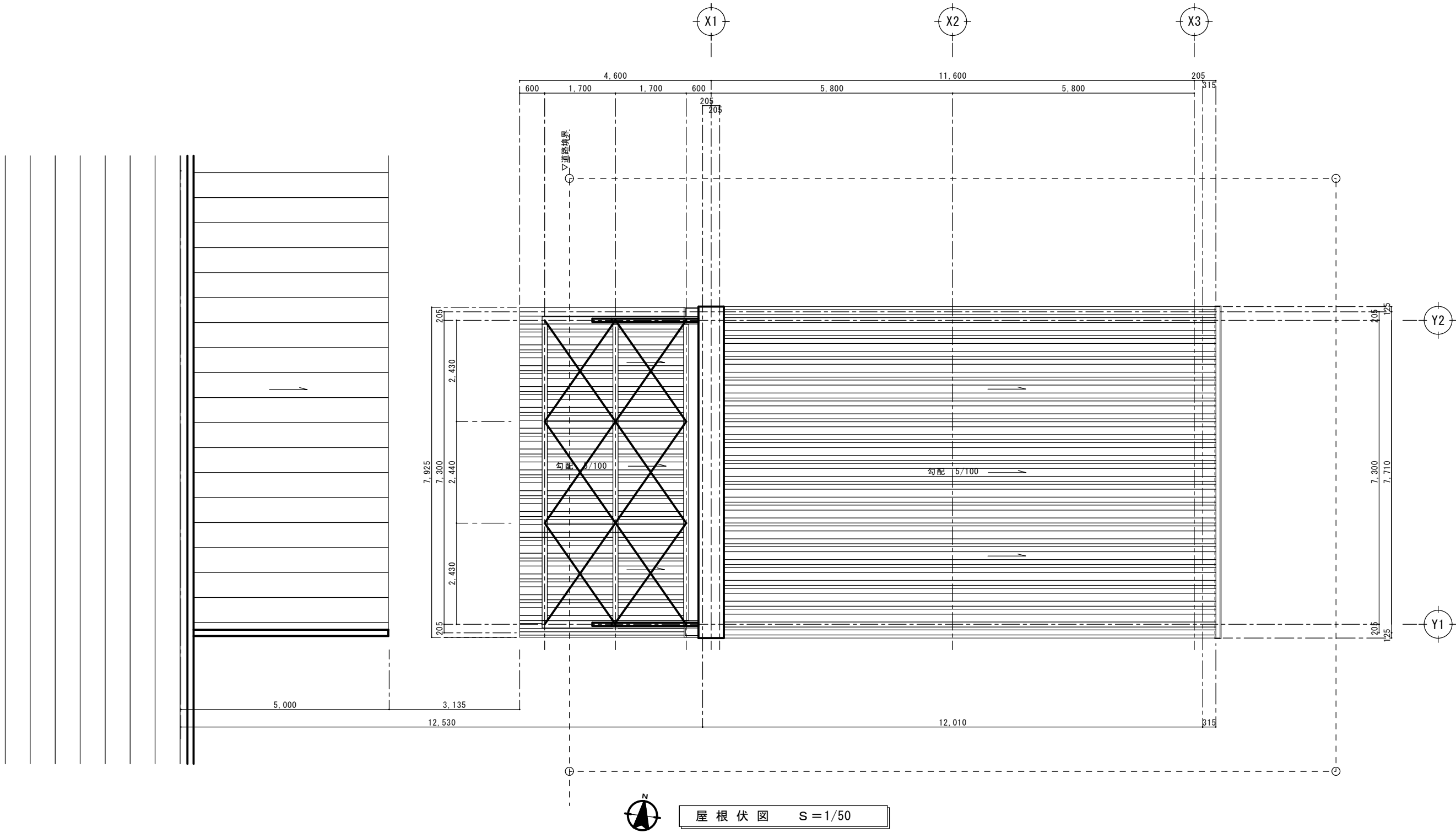
○パレット積み(1単位)の構成
パレットの上に一斗缶20缶(5×4列)の2段積みとする。

○パレット積み(1単位)検計用寸法
一斗缶の寸法=縦横:240mm×高さ:350mm
パレットの寸法=幅1,200mm×奥行1,000mm×高さ:150mm
(※一斗缶の規格寸法(1缶当たり)=縦横:238mm±2mm×高さ:349±2mm)

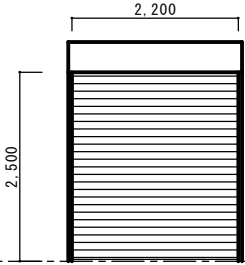
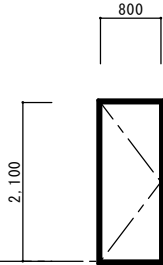
工事名称	東村総合農産加工施設 機能高度化事業 実施設計業務			工事年度	令和8年度	
工事名称	冷蔵・冷凍庫設備新築工事			図面名称	冷蔵・冷凍庫 平面図	
工事場所	沖縄県国頭郡東村字慶佐次718番4			縮尺	A1:S=1/50 A3:S=1/100	
発注機関	東村役場			図面番号	A-08	
検印	管理建築士	設計	製図	名称	株式会社 国吉設計 名護支店	
				資格者氏名	宮城 一邦	
				登録番号	一級建築士登録番号 第 391965 号	
				所在地	沖縄県名護市字宮里453番7	

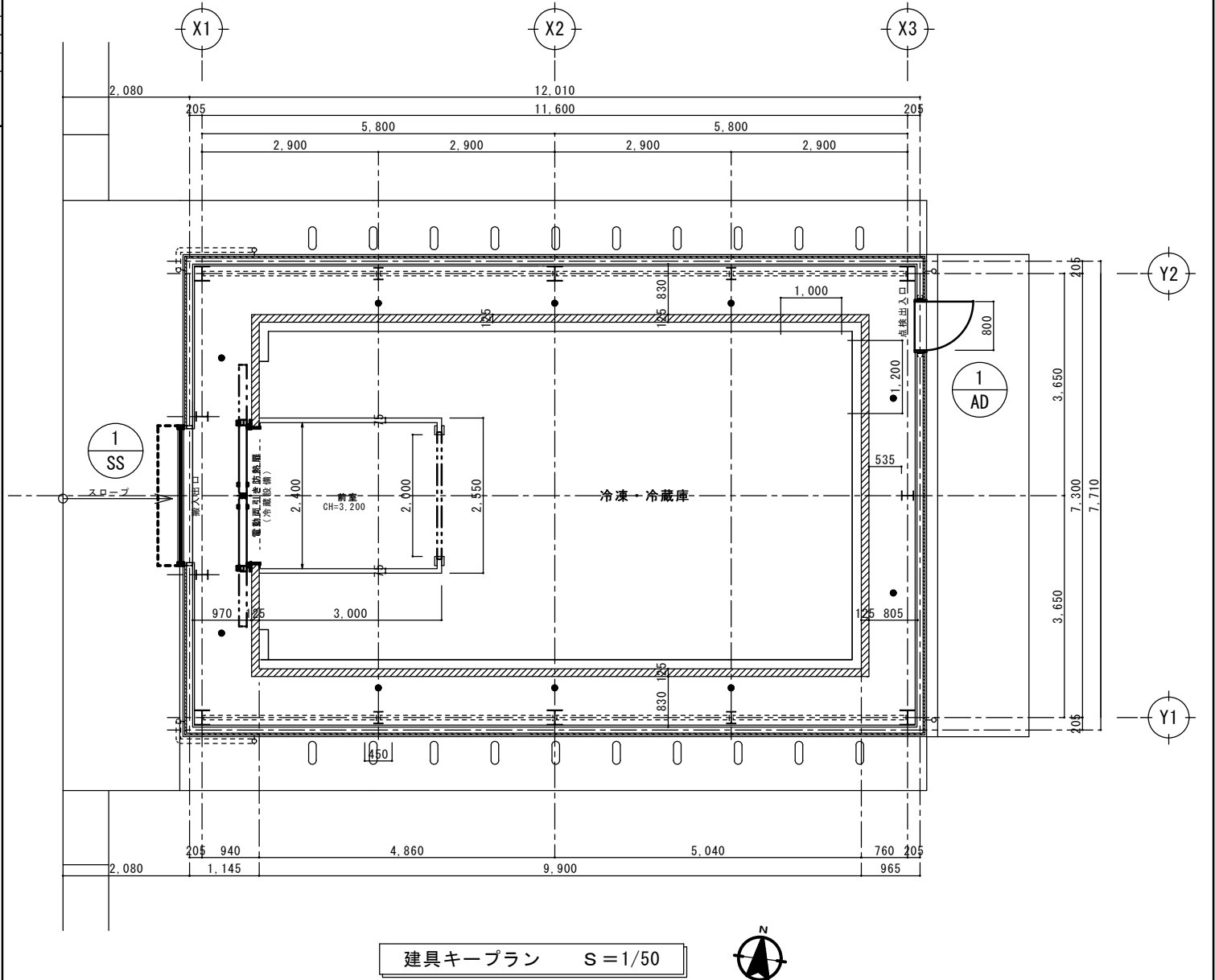


工事名称	東村総合農産加工施設 機能高度化事業 実施設計業務			工事年度	令和 8 年度	
工事名称	冷蔵・冷凍庫設備新築工事			図面名称	冷蔵・冷凍庫 天井伏図	
工事場所	沖縄県国頭郡東村字慶佐次718番4			縮 尺	A1:S=1/50 A3:S=1/100	
発注機関	東村役場			図面番号	A-09	
検 印	管理建築士	設 計	製 図	名 称	株式会社 国吉設計 名護支店	
				資格者氏名	宮城 一邦	
				登 録 番 号	一級建築士登録番号 第 391965 号	
				所 在 地	沖縄県名護市字宮里453番7	

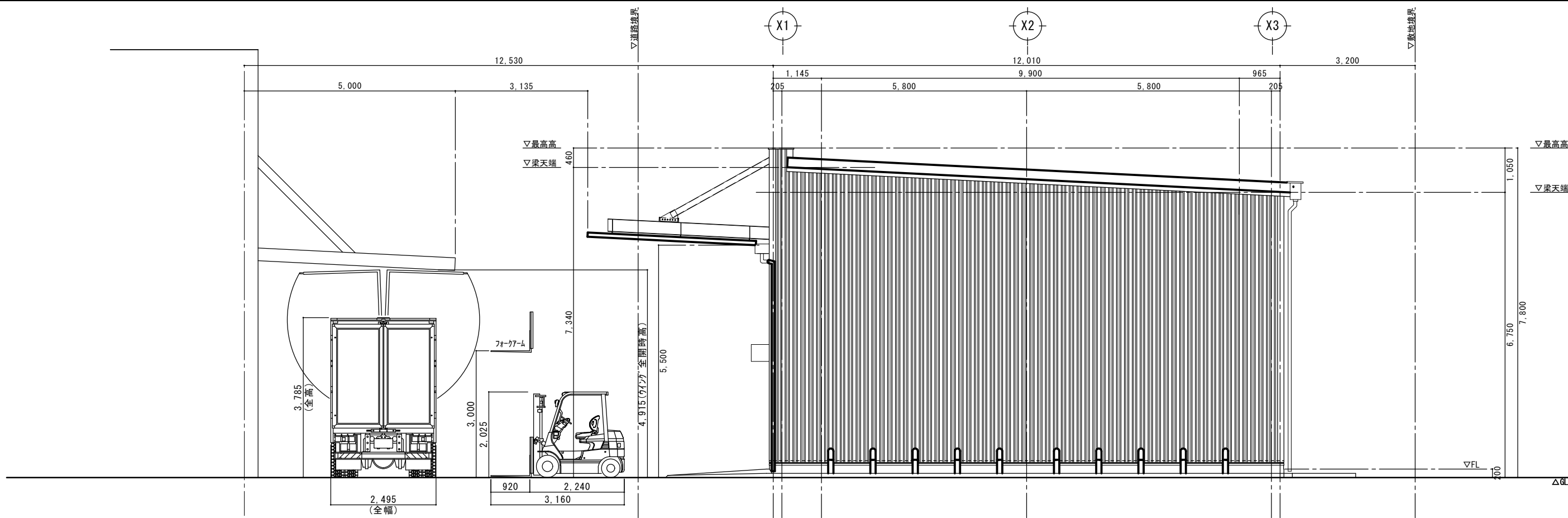


工事名称	東村総合農産加工施設 機能高度化事業 実施設計業務			工事年度	令和 8 年度	
工事名称	冷蔵・冷凍庫設備新築工事			図面名称	冷蔵・冷凍庫 屋根伏図	
工事場所	沖縄県国頭郡東村字慶佐次718番4			縮 尺	A1:S=1/50 A3:S=1/100	
発注機関	東村役場			図面番号	A-10	
検 印	管理建築士	設 計	製 図	名 称	株式会社 国吉設計 名護支店	
				資格者氏名	宮城 一邦	
				登 録 番 号	一級建築士登録番号 第 391965 号	
				所 在 地	沖縄県名護市字宮里453番7	

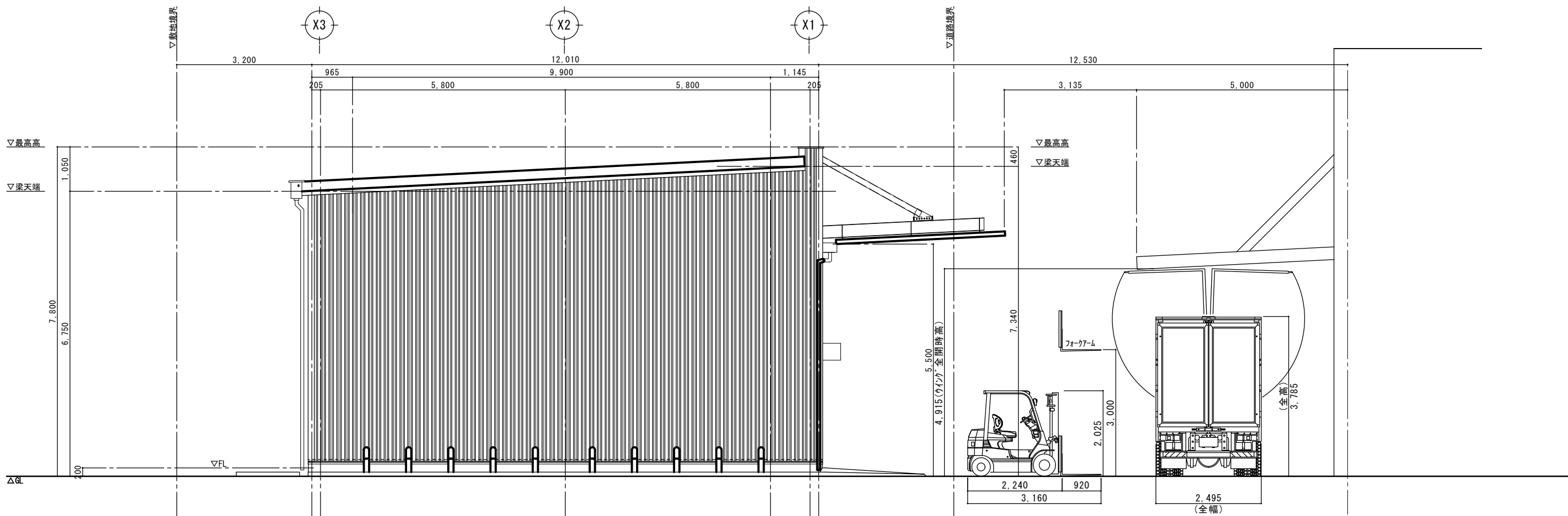
符号・室名・数量	1 SS 搬入出口	1 AD 点検出入口		
資 図				
▼FL				
名称・見込	アルミ軽量シャッター	片開きフラッシュ扉		
ガラス	—	—		
仕 上		アルマイト処理シルバー		
金 具	付属金物一式	レバーハンドル錠、ステン丁番×3、額縁アングル ステンレス下枠、アルミ水切 付属金物一式		



工事名称	東村総合農産加工施設 機能高度化事業 実施設計業務			工事年度	令和 8 年度	
工事名称	冷蔵・冷凍庫設備新築工事			図面名称	冷蔵・冷凍庫 屋根伏図	
工事場所	沖縄県国頭郡東村字慶佐次718番4			縮 尺	A1:S=1/50 A3:S=1/100	
発注機関	東村役場			図面番号	A-11	
検 印	管理建築士	設 計	製 図	名 称	株式会社 国吉設計 名護支店	
				資格者氏名	宮城 一邦	
				登 録 番 号	一級建築士登録番号 第 391965 号	
				所 在 地	沖縄県名護市字宮里453番7	

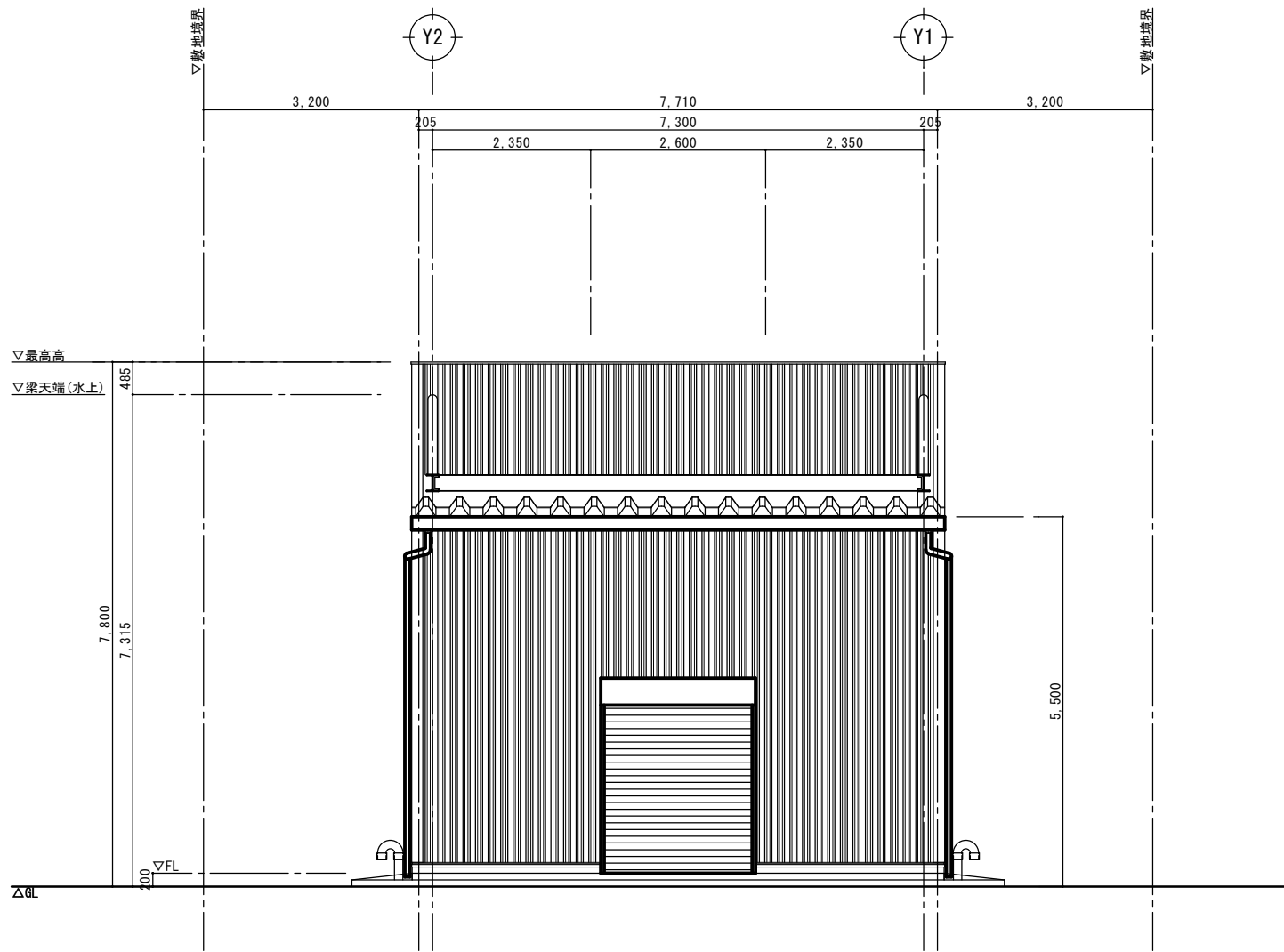


北側立面図 S=1/50

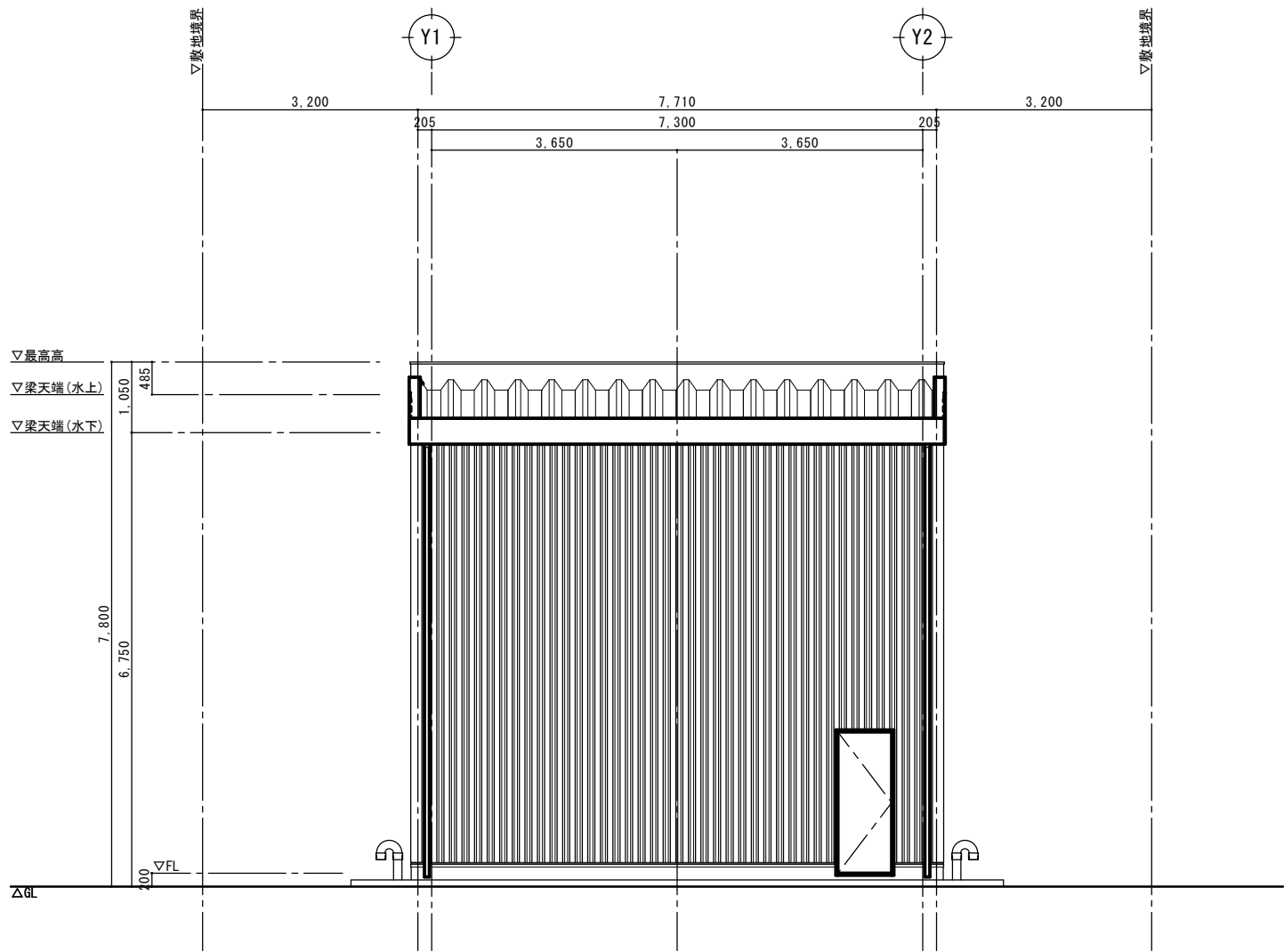


南側立面図 S=1/50

工事名称	東村総合農産加工施設 機能高度化事業 実施設計業務			工事年度	令和 8 年度	
工事名称	冷蔵・冷凍庫設備新築工事			図面名称	冷蔵・冷凍庫 立面図 1	
工事場所	沖縄県国頭郡東村字慶佐次718番4			縮 尺	A1:S=1/50 A3:S=1/100	
発注機関	東村役場			図面番号	A-12	
検 印	管理建築士	設 計	製 図	名 称	株式会社 国吉設計 名護支店	
				資格者氏名	宮城 一邦	
				登 録 番 号	一級建築士登録番号 第 391965 号	
				所 在 地	沖縄県名護市字宮里453番7	

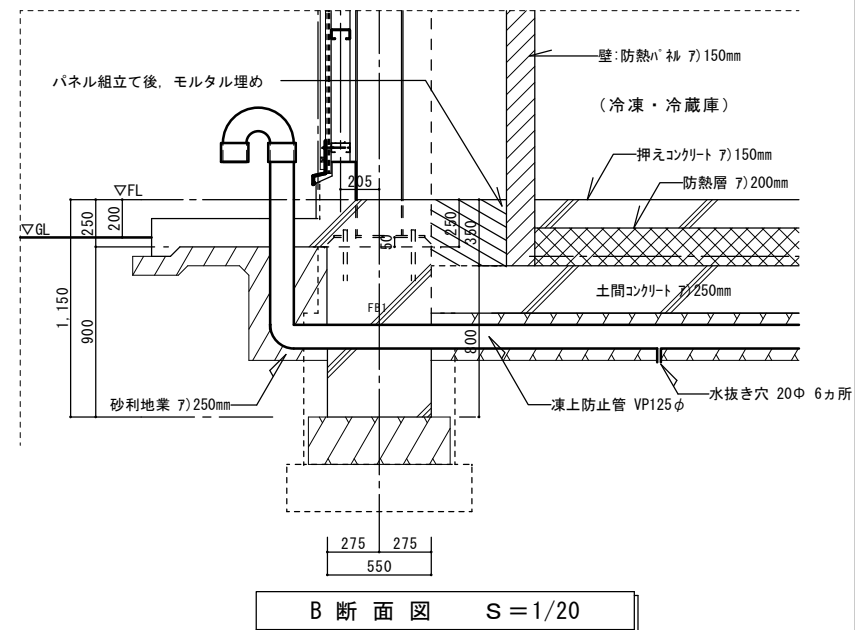
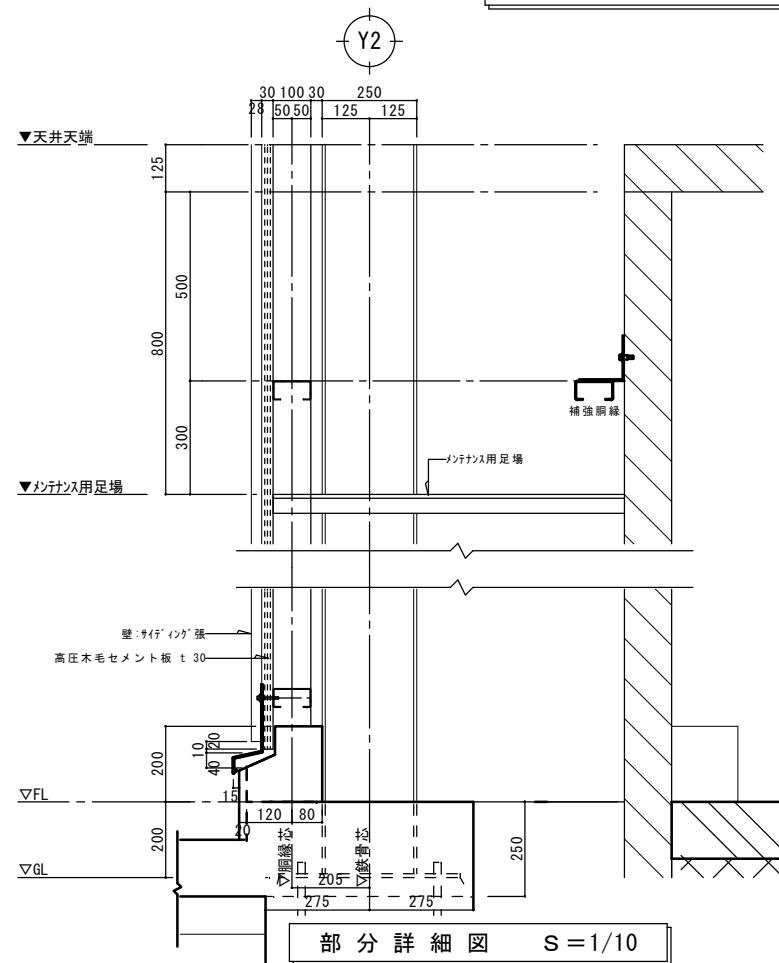
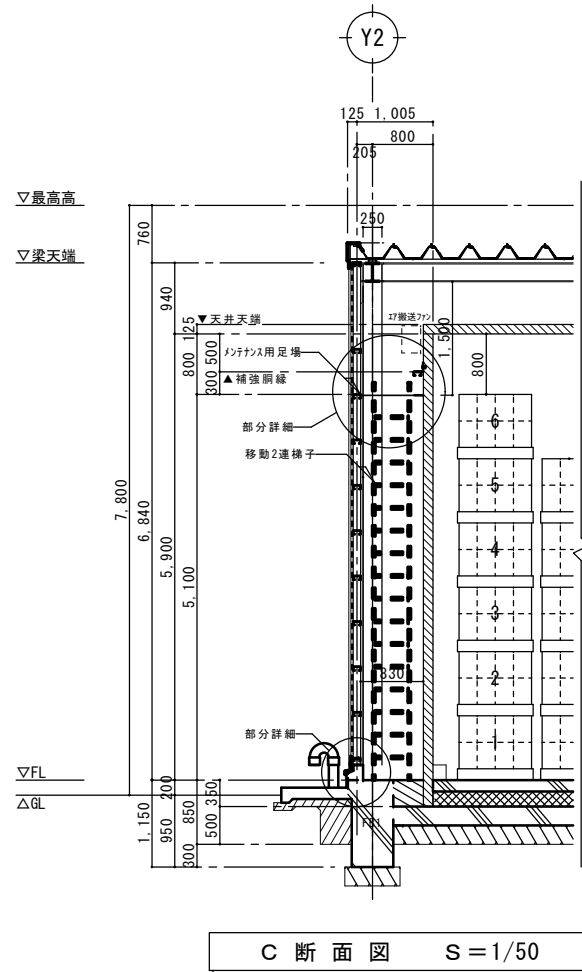
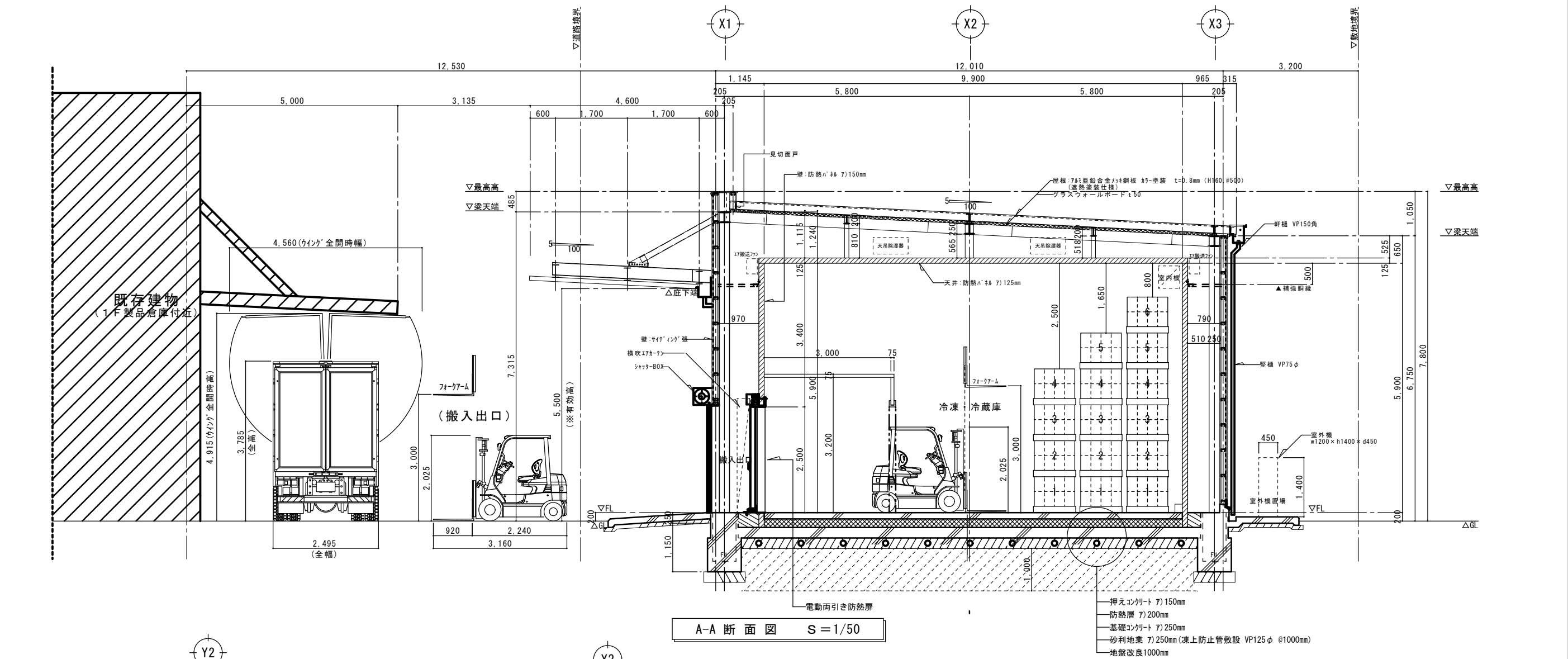


西側立面図 S=1/50



東側立面図 S=1/50

工事名称	東村総合農産加工施設 機能高度化事業 実施設計業務			工事年度	令和 8 年度
工事名称	冷蔵・冷凍庫設備新築工事			図面名称	冷蔵・冷凍庫 立面図 2
工事場所	沖縄県国頭郡東村字度佐次718番4			縮 尺	A1:S=1/50 A3:S=1/100
発注機関	東村役場			図面番号	A-13
検 印	管理建築士	設 計	製 図	名 称	株式会社 国吉設計 名護支店
				資格者氏名	宮城 一邦
				登 録 番 号	一級建築士登録番号 第 391965 号
				所 在 地	沖縄県名護市字宮里453番7



工事名称	東村総合農産加工施設 機能高度化事業 実施設計業務	工事年度	令和 8 年度
工事名称	冷蔵・冷凍庫設備新築工事	図面名称	冷蔵・冷凍庫 断面図
工事場所	沖縄県国頭郡東村字慶佐次718番4	縮 尺	A1:S=1/50 A3:S=1/100
発注機関	東村役場	図面番号	A-14
検 印	管理建築士	設 計	名 称 株式会社 国吉設計 名護支店
		製 図	資格者氏名 宮城 一邦
			登 録 番 号 一級建築士登録番号 第 391965 号
			所 在 地 沖縄県名護市宇宮里453番7

既存建物
製品倉庫

電動アルミシャッター

▽道路境界

X1

X2

X3

Y2

Y1

▽敷地境界

△土間コン

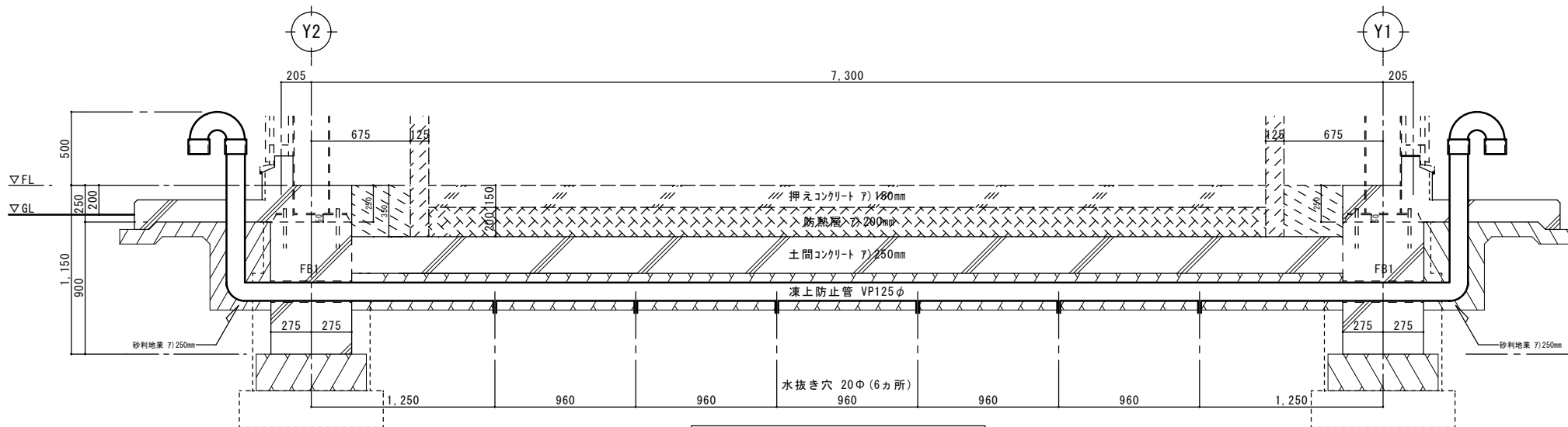
▽敷地境界



凍上防止管伏図 S=1/50

Y2

Y1



凍上防止管断面図 S=1/20

工事名称	東村総合農産加工施設 機能高度化事業 実施設計業務			工事年度	令和 8 年度	
工事名称	冷蔵・冷凍庫設備新築工事			図面名称	冷蔵・冷凍庫 凍上防止管伏図	
工事場所	沖縄県国頭郡東村字慶佐次718番4			縮 尺	A1:S=1/50 A3:S=1/100	
発注機関	東村役場			図面番号	A-15	
検 印	管理建築士	設 計	製 図	名 称	株式会社 国吉設計 名護支店	
				資格者氏名	宮城 一邦	
				登 録 番 号	一級建築士登録番号 第 391965 号	
				所 在 地	沖縄県名護市宇宮里453番7	